農家の皆さんへ……この資金で近代化を

農業近代化資金

貸出しワクも十三億円に増額

農業の近代化を進めるためには、どうしてもたくさんの資金がいる。

そのための「農業近代化資金」の融資制度は、昨年の発足以来非常に好評を博したので、これにこたえて、県では昨年のワク八億円（決算額）を大幅に増やして、本年度は十三億二千九百万円とした。

本年度の申し込み受けつけもすでに行なわれているので、そのアウトラインを説明しよう。なお、締切りは六月二十日となっている。

（農政課）

最近「近代化」という言葉が流行語になっているようです。農業面でも、経営の改善や合理化といわれた時代から、近代的経営の時代へと進んでいます。

そのためにまず必要なものは、やはり「資金」です。ここで、農家の金融機関としてすぐ思い出すのが「農協」です。

この農協の信用事業は、連年の豊作等によって年々貯金高も増加し、その資金量の増大に伴なって、貸出金の残高もどんどん増えるなど、農家のための金融機関として、本来の機能を十分発揮しています。

このように、農協の貸出し能力が向上してくるにしたがい、従来の各種の制度金融との関連もでてきて、農林金融の〝交通整理〟ということが論議されるようになってきました。

このような体制の中で、農業基本法との関連もあって、各種の制度金融の統合と、大口でしかも大量の資金を農業経営構造改善のために融通する制度が考えられ、国会側と大蔵、農林両省の話し合いが急速にまとまり、ここに、「農業近代化資金融通制度」が生まれることになったのです。

この「農業近代化資金融資制度」は、つぎの三つの法律からなっています。

(1) **「農業近代化資金助成法」**

これは農業経営を近代化するために、農協その他の金融機関が農家等に貸しつける長期低利の施設資金に対して、県が利子補給をすることや、県が農業信用基金協会へ出資する場合、国が助成することをきめたもの。

(2) **「農業信用基金協会法」**

農業近代化資金等の貸付け金に対する債務の保証を行う農業信用基金協会を設立することをきめたもの。

(3) **「農業近代化助成資金の設置に関する法律」**

国が行なう利子補給補助の財源として、助成資金を設けるというもの。

この三つの法律からなっており、第三十九臨時国会で議決され、農業基本法の裏付けとしての使命を積極的に果すことになりました。

資金源は農協

特に項目をあげて説明したいのは、この資金源のことです。というのは、制度に基づく金融といえば、すぐ国や県の財政資金の貸付けとして、上から資金が流れてくるかのように考えられます。

もちろん、農林漁業資金、自作農維持創設資金、農業改良資金（技術導入資金）のように、国、県等の財政資金による貸付けもありますが、この農業近代化資金は、農協に集められた貯金や生命建物共済掛金を資金源として農村に還元するものです。いわば農家から集められた資金が、農業の近代化を促進するために、再び農家の手元に帰ってくる…というわけです。

その場合、金利が高くつき農家の負担が重くなるので、それを軽くするために、国と県が後に述べるような利子補給を行なうのです。

貸付けをうけられる「農業者等」とは？

農業近代化資金は「農業者等」だけが借りられることになっていますが、その内容は次のようになっています。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む）を営む個人ということですが、この場合の農業とは、必ずしも土地の耕作を条件としているものではありません。

例えば、養豚、養鶏の専業者とか、温室の経営者も当然資金が借れます。したがって、農協法上で現定されているような〝農民〟の意味とは必ずしも一致していません。

ただ、農協法上での組合員資格は「自ら農業を営んでいる」か、「農業に従事する個人」ということとなっていますので、現に農業を営んでいない人は、まず組合員資格をとることが必要です。ただし、「農業に従事する個人」（例えば主人の農業経営のもとで働く奥さんや息子さんなど）は農協の組合員資格はありますが、農業近代化資金の借り入れはできません。

それは農業経営の近代化、経営の改善を目的としている以上、やむを得ないわけです。だから、まず独立して経営者となってから資金を借りることにしなければなりません。

さらに最近は合名会社、合資会社、有限会社等いわゆる〝法人組織〟によって農業経営を行なっているものもあり、今後農協法の改正に伴なって、農業を営む農業組合が生れることも予想されますが、これらも借ることができます。

また農業を営む者五人以上で組織され、または出資者となっている〝法人〟や、現在法人格をもっていない〝部落実行組合〟〝農業研究会〟等の団体でも、五人以上の農業を営む者で組織されている場合は借ることができます。

しかし、この場合は単なる習慣上の集りということではなく、団体としての実態を備えているものであって、団体自体として農業を営むものでなければなりません。

(2) 農業協同組合、農業協同組合連合会も資金を借ることができます。

(3) このほか、農業共済組合、農業共済組合連合会、たばこ耕作組合、農産物を原料や材料としている製造加工の事業、農産物の貯蔵の事業、農業生産に必要な資材の製造事業を、主な事業として営む株式会社であって、農業を営む者、農業協同組合または連合会が、その発行済株式の総数の過半数に相当する株式を有するものも貸付けを受ける資格があります。

融資機関は農協など

農業近代化資金の融資機関は、貸付事業を行なう農協、県信用農協連合会、県共済農協連合会及び農林中央金庫に限られています。

一般的には個人、協業等の施設については農協が原則として融資機関となり、農協等が造成取得する共同利用施設については、上級機関が融資機関となります。

次に各機関の融資事業の内容を列挙しましょう。

「農協」 貸付け事業と貯金の受け入れ事業を行なういわゆる総合農協に限らず、貸付け事業を行なうものであれば良いので、養蚕、酪農、果樹等の特殊部門の事業で、貯金の受け入れ事業を行なっていない特殊農協も融資機関となることができます。

しかし、それらの農協は、自己資本を持たない場合が多く、個人施設の造成取得に必要な資金を貸し付けようとする場合も、他からまず、資金を借り入れなければなりません。

また、事業を遂行していくうえには、農業近代化資金による生産施設のみでなく、一般営農資金的な資金も当然に必要となり、この資金についても他から借り入れなければならないことになってきます。その他手続等のこともあって、現実には直ちに大きな期待をかけることは無理であろうし、最も活躍するのには総合農協ということになりましょう。

「県信用農協連合会」 会員である農協等が、農業倉庫や集乳所、果実の共同選果場等共同利用施設を整備するのに必要な資金を貸し付けるほか、その農協が、近代化資金を融資する場合、その資金力に比べて借り入れ希望があまり大きかったり、農協の貸付体制が未整備のため資金が不足するときは、資金の

資金の種類	償還期限	据置期間
一、農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、温室、サイロ、たい肥盤、農業用貯溜槽、果樹棚、電気牧さく、農業用索道、排水施設、かんすい施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、きのこ栽培施設、家畜人工授精施設、家畜市場施設又は家畜診療施設の改良造成又は取得に必要な資金	十二年（共同利用施設として貸付ける場合は十五年）	三年
二、原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農作物育成管理用機具、肥料整備撒布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具、畜産用機具、養蚕用機具又は運搬用機具の取得に要する資金	七年（共同利用施設として貸付けられる場合は十年）	二年
三、果樹、オリーブ、茶又はホップの植栽に要する資金	十五年	三年
四、牛、馬、めん羊、山羊又は豚の購入に必要な資金	五年	二年
五、耕地防風林の造成に必要な資金	十年	二年
六、農林大臣の定める規模をこえない規模の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	十年	二年
七、前号に掲げるもののほか、農林大臣が特に必要と認めて指定する資金	五年以上十五年以内で農林大臣が指定する期間	二年又は三年のいづれかの期間で農林大臣が指定する期間